

# 令和8年度ニホンジカ被害抑制対策事業業務仕様書

## 1 業務概要

業務名 令和8年度ニホンジカ被害抑制対策事業業務

業務場所 広島県内

履行機関 契約の日から令和9年3月15日（月）まで

## 2 業務目的

広島県では、これまでニホンジカ被害の防除手法として主に水際捕獲（植栽地周辺での捕獲）を推進し、一定の防除効果はあるものの、水際捕獲のみで完全に防除することは難しかった。このため、現地のニホンジカの生育密度等に応じて水際捕獲と（鹿）防護柵等と組み合わせた効率的・効果的な対策を講じる必要があることから、対策の確立に向け、有効な手法を検証する。

また、パイロット地区で植生状況調査により生息密度を推定する「被害危険度判定」や防護柵の定期点検による被害危険度の検証を実施し、センサーカメラによる撮影結果との比較検証を行うとともに、本判定の精度や効果を評価検証する。

## 3 適用

本仕様書は、令和8年度ニホンジカ被害抑制対策事業業務に適用する。

## 4 業務内容

### (1) 計画準備

ア 業務の目的及び内容を把握し、本仕様書に即した最適な作業を円滑に進めるとともに、工程表、所定の品質を確保するために必要な資料及び機材、安全対策、技術体制及び連絡体制を計画する。

イ 計画した内容については、契約後、速やかに業務計画書として取りまとめ、発注者の承諾を得ること。また、計画した内容に変更が生じる場合は、変更業務計画書として取りまとめ、発注者の承諾を得ること。

### (2) 植生状況調査による被害危険度判定

#### ア 植生状況調査による被害危険度判定

県内3ヶ所の防護柵を設置した造林地の周辺において、植生状況調査（2m四方、5ヶ所で食害を受けた植物の種類をカウント）を行い被害危険度の判定を行う。

#### イ センサーカメラによる生息状況の把握

前記アの業務を行った場所のうち2か所において、県が貸与するセンサーカメラ10台によりモニタリングを行い、相対的な生息状況を把握する。

なお、実施する箇所については、事前に県と協議し、箇所を選定することとする。

### (3) 防護柵の定期点検による被害危険度検証

#### ア 防護柵の定期点検の実施

前記(1)の業務により設定した造林地の防護柵の定期点検を一月以上の間隔を明け、5回実施する。

#### イ 防護柵の定期点検による被害危険度検証

前記アの業務により実施した点検結果により点検・補修の必要度合いを評価検証し、適正な点検頻度や水際捕獲の必要性等を検討する。

(4) 植生状況調査による被害危険度判定の精度・効果の評価検証

前期(1)、(2)の業務による結果をもとに、危険度判定の精度や効果の評価検証する。

(5) 地域の状況に応じた効果的な被害抑制対策体制構築の検証

ア 水際捕獲の実施

前記(1)の業務により最も危険度が高いと判断された場所のうち1か所において、県が作成した「ニホンジカ林業被害防止技術マニュアル」に基づき水際捕獲を事前誘引7日、捕獲14日、わな20基で実施する。

イ 水際捕獲の体制構築の検証

林業経営体において水際捕獲を実施する際に課題と考えられる捕獲体制の確保については、捕獲補助者制度の活用等を検討し、課題の解決方法を検証する。

ウ ICT機器検証の検証

水際捕獲を実施する際、県が貸与するICT機器(通信機能付きセンサーカメラ)を利用し、わな見回りの軽減効果を検証する。

(6) 鋼製防護柵設置検証

ア 鋼製防護柵の設置

周辺でニホンジカ被害が発生しており、かつ、地形状況が緩やかな造林地において、耐久性が高いとされる鋼製防護柵を400mの延長で設置する。

イ 鋼製防護柵の耐久性検証

鋼製防護柵において1回の点検を行い、その効果を検証する。

(7) ニホンジカ兼ノウサギ防護柵の検証

既設のニホンジカ兼ノウサギ防護柵(網目5cm以下)内の食害調査(5ヶ所各10本 計2回)を行い、その効果を検証する。

(8) 報告書及び提出物

業務報告書：(印刷2部、電子データ)

## 5 委託業務の対象となる経費の範囲等

- (1) 本業務に係る経理については、他の経理と区分し、その収支の事実を明らかにするとともに、関係する書類を当該業務が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。
- (2) 本業務は、法令、県の会計・財務規定に従い処理しなければならない。

## 6 再委託等の制限

- (1) 受託者は、業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託すること若しくは主要な部分を再委託してはならない。
- (2) 再委託の承認申請にあたっては、あらかじめ再委託の相手方、再委託を行う業務の範囲、再委託の理由及び予定金額について記載した書面を提出し、発注者の承諾を得ること。なお、県の指名除外を受けている者へ再委託してはならない。

## 7 守秘事項等

- (1) 受注者は、本業務における成果物(中間成果分を含む。)については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積、又は、他の目的に使用してはならない。
- (2) 本業務の履行に当たって、知り得た秘密を漏らしてはならない。
- (3) 受注者は、本業務に従事する者並びに業務委託契約約款第13条の規定により本業務を再

委託する場合の再委託先及びそれらの使用人（以下、「従事者等」という。）に対して、前記 1 及び 2 の規定を遵守させなければならない。

- (4) 発注者は、受注者が前記 1 から 3 までの規定に違反し、発注者又は第三者に損害を与えた場合は、受注者に対し本業務に係る契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。
- (5) 前記 1 から 4 までの規定は、本業務に係る契約期間の満了後又は契約解除後も同様とする。

## 8 その他

- (1) 本業務は、「森林における鳥獣被害対策のためのガイドー森林管理技術者のためのシカ対策の手引きー」（平成 24 年 3 月版・林野庁森林保護対策室）、「広島県ニホンジカ林業被害防止技術マニュアル」（令和 5 年 6 月）の内容を十分理解した上で実施すること。
- (2) 本業務の実施に当たっては、発注者と十分に協議・調整を行うとともに、発注者が業務目的に照らし必要と認め、指示した事項については、受注者はその指示に従うものとする。
- (3) 本業務で行った発注者との協議・調整の内容及び指示については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。
- (4) 受注者は、本業務に係る契約により生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合は、この限りではない。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又はこの仕様書について疑義の生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。